平成２９年（フ）第４９５６号
大阪市生野区巽南３丁目10番19―605号
債務者　谷口　雄大
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９６０号
大阪市都島区東野田町３丁目７番17号　ハイツ京橋　102号、前住所滋賀県草津市野路９丁目14番１―302号　ＡＬＴＡ南草津ビュー
債務者　稲垣　香織
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０９１号
大阪市東淀川区菅原３丁目16番９号　イオ・ネクスト菅原　403号
債務者　大久保豪博
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０９２号
大阪市北区中津４丁目10番28―517号
債務者　千布　　彰
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１１２号
大阪市西区本田２丁目12番16―203号
債務者　松岡　秀樹
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１８９号
大阪府八尾市高安町南３丁目30番地、前住所大阪府八尾市高安町南３丁目29番地の１　サンハイツ高安107号
債務者　嶋川美智子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３１２号
大阪府東大阪市三ノ瀬３丁目５番12号　豊川方、前住所東京都江戸川区南葛西２丁目13番１号　ハイムヒコタ201
債務者　相澤　時雄
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４０７号
大阪府守口市竜田通２丁目１番13―402号
債務者　馬場美術スクールこと　馬場　昌昭
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４２３号
大阪市旭区清水２丁目20番４号
債務者　西原恭子こと　松浦　恭子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５１４号
大阪府門真市御堂町15番２―104号
債務者　吉岡　和男
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５４０号
大阪府高槻市道鵜町４丁目14番１号
債務者　中西百合美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５７０号
大阪市生野区小路東４丁目４番８号
債務者　新井宗實こと　ＰＡＲＫ　ＪＯＮＧ　ＳＩＬ　朴　　宗實
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６０１号
大阪市平野区喜連西４丁目２番５―508号
債務者　藤本　國夫
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６３５号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番11―607号
債務者　河野　奈々
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０号
岡山県真庭市旦土1347番地１、前住所岡山県岡山市中区中井434番地１　オークス参番館102
債務者　安田　裕一
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第９４号
岡山県津山市院庄242番地
債務者　政本　浩二
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２８５号
香川県高松市伏石町1306番地３　スクエアーガーデン三条403
債務者　藤井　将太
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係